

日向市総合体育館建設計画停止に関する請願書

紹 介 議 員

令和5年8月25日

日向市議会議員 松葉信一 様

請願者（住所・氏名）

住所 〒883-0004

日向市浜町3丁目29番地

(ふりがな) くろき あきみつ

氏名 黒木 紹光 印

標題 日向市総合体育館建設計画停止に関する請願書について

請願の要旨

令和5年8月18日、「日向市総合体育館整備事業に係る設計施工者選定審査結果報告書」が日向市ホームページに公開されました。一方、私は、令和5年6月13日「日向市総合体育館建設計画停止を求める請願書」（添付資料）を提出し、その際、市長に対して文書での回答を求めましたが、何らの回答もありませんでした。

そうすると、日向市は、現計画を中止もしくは停止することなく、今第4回日向市議会定例会において日向市総合体育館整備事業に係る設計施工本契約の議決を図り、計画を推進するものと考えられます。

したがって、まずは本議決を否決し、本計画を一旦停止させて日向市民の総意を問う機会を設けてください。

請願の理由

前述「日向市総合体育館建設計画停止を求める請願書」記載の通り、設計施工本契約が締結されたなら、日向市はかつてないような極めて大きなトラブルを避けることはできません。仮に、議会がそのことを知りつつ本議決を可決するなら、トラブルを招いた議会の責任も当然問われます。つまり、日向市、日向市議会議員、日向市民の三者は、莫大な経済的負担を背負い込み、取り返しのつかない相互不信関係に陥ります。

これは、最も避けなければならない最悪の事態です。責任問題は必至であり、間違いなく訴訟に発展し、とんでもなく大きな代償を払うこととなります。

日向市民の代弁者である議会は、日向市民の総意を無視して最悪の選択をすることは許されません。本議案を否決し、日向市民の総意を問うてください。

以上、上記請願を地方自治法第124条の規定により提出いたします。